

第 1 章 基本的事項

1. 1 エネルギーを取り巻く動向

1. 1-1 エネルギー問題

高度経済成長期以降、私たちの暮らしは石油や石炭など多くの化石燃料を使用することで成り立ってきました。また、エネルギーの消費量は、これまで年々、著しく増大してきました。

世界的にも、発展途上国などの経済発展に伴い、多くの化石燃料が消費されるようになり、化石燃料の入手が困難となる資源制約や、将来的な資源枯渇の可能性が指摘されています。一方で、新たな化石燃料であるメタンハイドレートやシェールガスの開発が進むなど、新たな資源も注目されています。

こうしたエネルギー問題は、化石燃料の大部分を輸入に頼る日本に大きな影響を及ぼすことになるため、今後の動向に注意が必要です。

1. 1-2 エネルギーと地球温暖化対策

地球温暖化の原因とされる温室効果ガスの中でも最も影響を及ぼしているのが二酸化炭素ですが、エネルギー利用のために化石燃料を燃やすことで、多くの二酸化炭素等が大気中に放出されています。

世界的なエネルギー消費量の増加傾向に伴い、二酸化炭素排出量も増加傾向となっているため、地球温暖化の問題が発生し、世界各地で異常気象など多くの問題を引き起こしています。また、今後もエネルギー消費量が増加し続けた場合、地球温暖化はさらに進行することが予想されます。

地球温暖化防止対策の世界的な取組みとしては、平成4(1992)年に採択された「気候変動に関する国際連合枠組条約」に基づき、平成7(1995)年以降「気候変動枠組条約締約国会議」が毎年開催されています。平成9(1997)年に京都市で開催された「第3回気候変動枠組条約締約国会議(COP3)」では、法的拘束力のある数値目標を定める「京都議定書」が採択され、その中で日本は平成24(2012)年までに平成2(1990)年比で6%の温室効果ガス排出削減を目標としていましたが、この目標は達成することができました。

また、平成25(2013)年以降の温室効果ガス排出削減については、東日本大震災以降、エネルギー政策の見直しに連動して目標値の見直しが検討されてきましたが、平成25(2013)年11月にポーランド・ワルシャワで行われた国連気候変動枠組条約第19回締約国会議(COP19)の石原環境大臣による演説等において、平成32(2020)年の削減目標を、平成17(2005)年比3.8%減とすることが説明されました。

1. 1-3 エネルギー政策の転換

平成 23(2011)年 3 月 11 日の東日本大震災に伴う原子力発電所の事故や火力発電所の被災によって、震災直後、本市を含む首都圏では、大規模な停電に見舞われました。また、エネルギーの供給や交通網の寸断により、電力やガソリンなどのエネルギー供給が滞り、日常生活や産業活動に大きな影響が発生しました。

さらに、東京電力管内では平成 23(2011)年 3 月から 4 月にかけて計画停電が実施され、同年 6 月には夏場の電力需要ピークを乗り切るため、電気事業法第 27 条による電気の使用制限が発動されるなど、東日本大震災を契機として、日本のエネルギー供給基盤の脆弱性が露見され、エネルギー政策や、再生可能エネルギー等、エネルギー問題に関する市民の関心も、大きな高まりを見せています。

このようなことから、東日本大震災以降、国内のエネルギー政策は大きな転換を迫られています。

1. 1-4 国の取組み状況

わが国では、エネルギー自給率が極めて低く、エネルギーの安定供給が最重要課題の一つであること、また、温室効果ガスの約 9 割をエネルギー起源の二酸化炭素が占めており、地球温暖化対策は、エネルギー政策の根幹の一つとなっていること等から、これまで多くのエネルギー政策が展開されてきました。

近年では、平成 14(2002)年に策定された「エネルギー政策基本法」及びその下で策定された「エネルギー基本計画」に基づいて、エネルギー政策を推進してきました。この計画では、平成 42(2030)年の目標として「電源構成に占めるゼロ・エミッション電源（原子力及び再生可能エネルギー由来）の比率を約 70%とすること」等が示されていました。

しかし、平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受け、政府はエネルギー基本計画を見直す方針を出しました。

平成 23(2011)年 6 月 7 日には、国家戦略担当大臣を議長、経済産業大臣と環境大臣兼原発事故の収束及び再発防止担当大臣を副議長とする「エネルギー・環境会議」が設置され、平成 24(2012)年 9 月 14 日に開催された同会議では「革新的エネルギー・環境戦略」を決定しました。

その後、平成 24(2012)年 12 月に新政権が発足し、平成 25(2013)年 1 月 25 日に行われた「第 3 回日本経済再生本部」において、「経済産業大臣は、前政権のエネルギー・環境戦略をゼロベースで見直し、エネルギーの安定供給、エネルギーコスト低減の観点も含め、責任あるエネルギー政策を構築すること」との総理指示があり、同戦略についてはゼロベースでの見直しが行われることとなりました。

現在、総合資源エネルギー調査会で、新しいエネルギー基本計画が検討されているところですが、平成 25(2013)年 4 月 2 日には、電力の安定供給の確保や需要家の選択肢の拡大等を目指す「電力システム改革」について、スケジュールを含めた改革方針が閣議決定されました。

1. 1-5 県の取組み状況

神奈川県では、「神奈川県環境基本計画」に基づき、地球温暖化対策の推進、新エネルギー導入の推進の 2 本立てで、エネルギーへの取組みを実施してきました。この中では、二酸化炭素の排出量が少なく環境負荷の小さいエネルギーの導入を目的として、新エネルギー導入が推進されてきました。

東日本大震災後の平成 23(2011)年 9 月、県では原子力への依存の低下を図るとともに、再生可能エネルギーへの大胆なシフトを図り、太陽光発電を中心とした次世代エネルギー供給モデルの構築を目指す「かながわソーラープロジェクト」をスタートさせました。

このプロジェクトでは、太陽光について、地理的条件や気候に比較的左右されないこと、偏在が少ないこと、立地上の制約が少ないこと、比較的短期間で設置が可能なことなどの理由から「太陽光発電」が都市化の進んだ神奈川県にとって最も有用な再生可能エネルギーであるとして、普及促進に向けた様々な施策を展開しています。

また、かながわソーラープロジェクトと同じ平成 23(2011)年に策定された「かながわスマートエネルギー構想」では、創エネ、省エネ、蓄エネの考え方に基づく施策が示され、実施されてきました。

その後、平成 25(2013)年 7 月に、議員提案による「神奈川県再生可能エネルギーの導入等の促進に関する条例」が制定されたこと、また、エネルギー関連産業の振興施策と一体的な取組みを推進するために「かながわスマートエネルギー計画」を策定することとなりました。

平成 25(2013)年 9 月には「かながわスマートエネルギー計画（骨子案）」が、平成 25(2013)年 12 月には「かながわスマートエネルギー計画（素案）」が示され、平成 26(2014)年 4 月に計画策定の見込みとなっています。

1. 1-6 市の取組み状況

本市の主要な環境・エネルギー政策の経過やエネルギーに関する取組み内容は、表に示したとおりです。

本市では、鎌倉市環境基本計画に基づき、エネルギーの有効利用の観点からエネルギー施策を実施してきました。また、地球温暖化防止対策として、鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画に基づき、温室効果ガス排出量削減目標を達成するための施策を実施してきました。

平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を受け、平成 25(2013)年 4 月に鎌倉市環境基本計画<第 2 期改訂版>を一部改訂し、エネルギーへの取組み等を計画に盛り込みました。

また、平成 24(2012)年 7 月には「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例（以下、「鎌倉市エネルギー条例」という）」が議員提案により制定され、第 4 条において、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に向けて、施策に関する基本的な方針を示す計画を策定することが定められ、本計画を策定することとなりました。

平成 24(2012)年 9 月には、実現可能な施策から順次事業展開を図り、本市の実情に即したエネルギー施策を的確に推進していくための庁内組織として「鎌倉市エネルギー施策推進委員会」を設置しました。同委員会では、テーマ別のワーキンググループを設置し、公共施設への太陽光発電設備屋根貸し事業など、積極的な取組みを展開しているところです。

また、平成 24(2012)年度には、東京工業大学ソリューション研究機構先進エネルギー国際研究センターと鎌倉市政策創造担当との共同研究として「鎌倉市スマートシティ形成に向けた研究」を実施し、鎌倉市内における再生可能エネルギー等の導入可能性について検討を行いました。

表. 本市の主要な環境・エネルギー政策の経過

年	施策等	備考
平成 8(1996)年	「第1期鎌倉市環境基本計画」の策定	
平成 18(2006)年	「第2期鎌倉市環境基本計画」の策定	
平成 20(2008)年	「第2期鎌倉市環境基本計画」の改訂	
	「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」の策定	
平成 21(2009)年	太陽光発電設備設置に対する助成を開始	
平成 23(2011)年	東日本大震災	
	「鎌倉市環境基本計画<第2期改訂版>」の策定	
	「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」の改訂	
平成 24(2012)年	「鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例」の制定	平成 24 年7月制定
	「鎌倉市エネルギー施策推進委員会」及び「ワーキンググループ」の設置	9月設置
平成 25(2013)年	「鎌倉市スマートシティ形成に向けた研究報告書」 ※東京工業大学との共同研究で、鎌倉市における再生可能エネルギー等の導入可能性検討を実施	平成 25 年3月発行
	「鎌倉市環境基本計画<第2期改訂版>」一部改訂	平成 25 年4月一部改訂
平成 26(2014)年	「鎌倉市エネルギー基本計画」	平成 26 年3月策定
平成 27(2015)年	「鎌倉市エネルギー基本計画実施計画」	平成 27 年3月策定 予定

表. 鎌倉市環境基本計画<第2期改訂版一部改訂>等における
市のエネルギー関連取組み内容一覧

区分	取組み内容
省エネルギーの 推進	○省エネルギー型ライフスタイル・オフィススタイル
	・ 鎌倉市役所エコアクション 21 の推進
	・ エコアクション 21 などの環境マネジメントシステムの普及啓発
	・ エコショップ、エコ商店街の登録を推進し、事業者、消費者の省エネルギー意識の醸成を図る
	・ 省エネルギー型ライフスタイル・オフィススタイルについての情報提供
	・ 省エネルギー機器、グリーン購入法適合品に関する情報提供
	・ 家庭や事業所の省エネ相談、省エネ診断などを通して、効果的に
	・ 省エネルギーに取組める方策について情報提供
	○省エネルギーを意識した設備更新等
	・ 照明機器、空調設備、給湯設備などの設備を計画的に更新し、公共施設の省エネルギー化を進める
・ ESCO事業の活用など効率的な省エネルギー設備等の導入方策について検討を進める。	
・ 自治町内会等における防犯灯の LED 化を進める。	
再生可能エネルギー等の導入 推進	○再生可能エネルギー等の活用
	・ 設備導入コストや国の制度等を踏まえ、必要な支援策を講じることにより、太陽光、太陽熱、燃料電池などの普及啓発に努める
	・ 公共施設の建物の新築や改修等に際し、再生可能エネルギー等の活用を図る
	・ 公共施設の屋根貸し等様々な手法を検討し、太陽光などの再生可能エネルギーの公共施設での率先導入に努める
	・ 再生可能エネルギーの技術動向について情報を収集し、効果的な活用について調査研究を進める
	・ グリーン電力、市民ファンドなどの活用による再生可能エネルギーの普及方策について調査研究を進める
	・ 食用油を資源化しバイオディーゼル燃料として活用を図る
	・ 公共施設に設置した太陽光発電設備などの再生可能エネルギー設備を環境教育の教材として活用することを検討

効率的なエネルギー利用の促進	○エネルギー利用の最適化による効率利用の促進
	・ 公共施設におけるスマートメーターの導入など、エネルギー利用の効率化を進める
	・ 電気自動車(EV)の蓄電機能に着目し、非常時の電力供給源としての活用や電力不足時のピークシフトとしての利用を検討
	・ コージェネレーションシステムや蓄電池など、事業所で高度エネルギー利用ができる機器の情報提供に努めるとともに、導入支援策について国・県にも要請し、企業が環境整備しやすい制度について検討
	○未利用エネルギーの利活用
	・ 浄化センターにおける廃熱利用や下水汚泥の燃料化など、未利用エネルギーの利活用について検討。 ・ 新ごみ焼却施設について、高効率発電などエネルギー回収が可能な施設の建設を目指す
低炭素まちづくりの推進	○低炭素まちづくりの推進
	・ パーク&ライド、鎌倉フリー環境手形等の公共交通への転換策の普及を図るとともに、新たな自動車交通の抑制策について検討
	・ カーシェアリングや小型モビリティなど環境に配慮した交通手段の導入検討
	・ 地域経済の活性化や雇用の促進につながるような地域特性に合った持続可能なエネルギー施策のあり方について検討
	・ 屋上や壁面の緑化、風の道に配慮したまちづくりや、緑地の保全を進め、地域特性を活かした低炭素社会を目指す
	・ 公共施設の配置の最適化やスマートグリッド技術の活用などにより、分散型発電システム、再生可能エネルギー、電気自動車(EV)による交通、ビル・家庭における効率的なエネルギー使用、エネルギーの面的利用など、多岐に渡る技術を組み合わせて、都市全体のエネルギー構造を高度に効率化したスマートシティの形成について検討を進める
その他	・ 環境教育など普及啓発系事業 (小学校等での環境教育、エコワット・省エネナビ貸出、緑のカーテン栽培講座・苗の配布等)
	・ 環境にやさしい製品購入の推進(グリーン購入、省エネ製品等の購入推進)
	・ 電気自動車(EV)の普及促進(急速充電器の一般開放)
	など

1. 2 計画の目的

1. 2-1 市としての計画の必要性と目的

これまでに述べてきたとおり、本市は、「鎌倉市環境基本計画」及び「鎌倉市地球温暖化対策地域推進計画」に基づき、エネルギーへの取組みを実施してきました。しかし平成 23(2011)年 3 月 11 日に発生した東日本大震災を契機に、国内のエネルギー政策の方向性は、抜本的な見直しを迫られています。

本市としても、従来のように、遠くで作られた電力を使いながら「省エネルギー」に取り組むという、いわば受け身の考え方だけでなく、地域で使うエネルギーを地域でつくりだし、効率的に使う「創エネルギー」「蓄エネルギー」の考え方を積極的に取り入れ、エネルギーとの向き合い方を、地産地消の自律的な方向に転換する必要があります。

特に、住民と直接向き合う基礎自治体であり、多くの観光客が訪れる観光都市でもある本市では、観光産業に伴って消費されるエネルギーの効率的な利用や、交通渋滞対策によるエネルギー対策、災害が発生した場合にも最低限必要なエネルギーを確保すること、また市内で消費されるエネルギーの大きな部分が民生部門で占められるという特性から、省エネルギーの一層の推進、ライフスタイルの変革等も、重要な視点となります。

このような中、平成 24(2012)年 7 月に「鎌倉市エネルギー条例」が議員提案により制定され、第 4 条において、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に向けて、施策に関する基本的な方針を示す計画を策定することが定められました。

一方、現時点では国、県ともにエネルギーに関する基本計画は未策定であり、国においては総合資源エネルギー調査会で新しいエネルギー基本計画について平成 25(2013)年度内策定を目処に検討中、県においては、平成 26(2014)年度当初に「かながわスマートエネルギー計画」を策定する予定となっています。

市では、平成 25(2013)年 4 月に「鎌倉市環境基本計画<第 2 期改訂版>」の一部改訂を行い、エネルギーへの取組み等を盛り込んだところですが、条例で示されたとおり、エネルギー問題への市民の関心は高く、より具体的で地域に即した計画の迅速な策定が必要とされています。

そこで、国、県の動向を意識しながら、鎌倉市環境基本計画の内容を踏まえ、エネルギー部分に特化した個別計画として、本市にふさわしいエネルギー施策の方向性を示す「鎌倉市エネルギー基本計画」を策定することとなりました。

○鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例

平成 24 年 7 月 9 日

条例第 10 号

鎌倉市省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する条例

私たちの生活は、多くのエネルギー消費の上に成り立っています。しかし、大量生産・大量消費というライフスタイルは、環境悪化の主な原因になっています。このまま放置すれば、世界規模の砂漠化の進行や海面上昇にとどまらず、食料不足、飲料水の枯渇、生態系の破壊など、人類が生存する基盤である地球環境への深刻な影響が予想されます。資源を過剰に消費せず有効活用するよう、省エネルギーの推進を図るとともに、環境にやさしい再生可能なエネルギーの創出が求められます。

また、平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う原発事故は、原子力発電にも依存できないことを明らかにしました。まさに、エネルギー政策の転換を図ることが急務となっています。

鎌倉市は、歴史的文化的遺産を持ち、海と豊かな緑に囲まれたまちです。エネルギーの効率的な利用を推進し、再生可能なエネルギーの導入に積極的に取り組むことにより、将来にわたって持続可能な循環型社会のシステムを構築するためにこの条例を制定します。

(目的)

第 1 条 この条例は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進について、市、市民及び事業者の責務を明らかにし、施策の基本となる事項を定め、環境保全に貢献するとともに市民の快適な生活の安定に寄与することを目的とします。

(定義)

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによります。

- (1) 市民 市内に居住する者又は市内に通勤若しくは通学する者をいいます。
- (2) 事業者 市内で事業活動を行うすべての者をいいます。
- (3) 省エネルギー エネルギーの使用の節約及び効率化を図ることをいいます。
- (4) 再生可能エネルギー 次に掲げるエネルギーをいいます。

ア 太陽光、太陽熱、風力、水力、地中熱等を活用して得られるエネルギー

イ 間伐材、剪定枝、建築廃材、下水汚泥、生ごみ等のバイオマスから得られるエ

エネルギー

ウ 工場、変電所、焼却炉等から得られる熱を再利用して得られるエネルギー

エ 廃食用油その他食用としない植物資源によるバイオエタノール燃料から得られるエネルギー

(市の責務)

第3条 市は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に向けて、次の各号に掲げる施策に積極的に取り組むものとします。

- (1) 市民及び事業者に対する省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する的確な情報の提供及び必要な支援
- (2) 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関連する産業の育成
- (3) 省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に取り組む地域づくり
- (4) 次世代を担う子どもへのエネルギー利用及び環境のあり方についての教育に関する取組への支援
- (5) 公共施設における省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する施策の実施

(エネルギー計画の策定)

第4条 市長は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に向けて、前条各号の施策に関する基本的な方針を示す計画(以下「基本計画」という。)を策定するものとします。

- 2 市長は、基本計画策定後、1年を目途に実施計画を策定するものとします。
- 3 市長は、計画の策定に当たっては、あらかじめ、市民及び事業者の意見を反映するよう必要な措置を講じるものとします。
- 4 市長は、基本計画及び実施計画策定の進捗状況及び執行状況について市民に公表するものとします。
- 5 市長は、少なくとも3年ごとに基本計画を検討し、必要に応じて見直すものとします。

(施策の推進)

第5条 市のエネルギーに関する施策は、基本計画及び実施計画に沿って進めるものとします。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、その事業活動を行うに当たって、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に積極的に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

(市民の責務)

第7条 市民は、日常生活において、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に積極的に努めるとともに、市が実施する施策に協力するよう努めるものとします。

(表彰)

第8条 市は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関し功績のあった者に対して、表彰その他の必要な措置を講じるよう努めるものとします。

(市民及び事業者の意見の反映)

第9条 市は、省エネルギーの推進及び再生可能エネルギー導入の促進に関する施策に対して、市民及び事業者の意見が反映できるよう必要な措置を講じるものとします。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定めるものとします。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行するものとします。

(基本計画策定期日)

2 基本計画は、平成25年度中に策定するものとします。

1. 3 計画の位置づけ

1. 3-1 計画の位置づけ

(1) エネルギー基本計画の位置づけ

市では、第3次鎌倉市総合計画基本構想において、市の将来都市像を「古都としての風格を保ちながら、生きる喜びと新しい魅力を創造するまち」と定めています。さらに、将来目標の1つとして「省エネルギーを進めるとともに、再生可能なエネルギーの創出を推進する」ことを掲げています。

また、環境基本計画第2期改訂版(平成25(2013)年4月一部改定)では、同計画で示した環境理念を実現するための具体的な目標の1つとして「エネルギーの有効利用」を掲げ、「家庭や事業所における省エネルギーや再生可能エネルギー等の導入を促進するとともに、効率的なエネルギーの利用の促進や低炭素まちづくりの推進」を図ることとしています。

本計画は、環境基本計画におけるエネルギー施策の展開を図るための個別計画として位置づけ、総合計画及び環境基本計画と整合性を取りながら施策を進めていきます。

図に、エネルギー基本計画の位置づけを示しました。

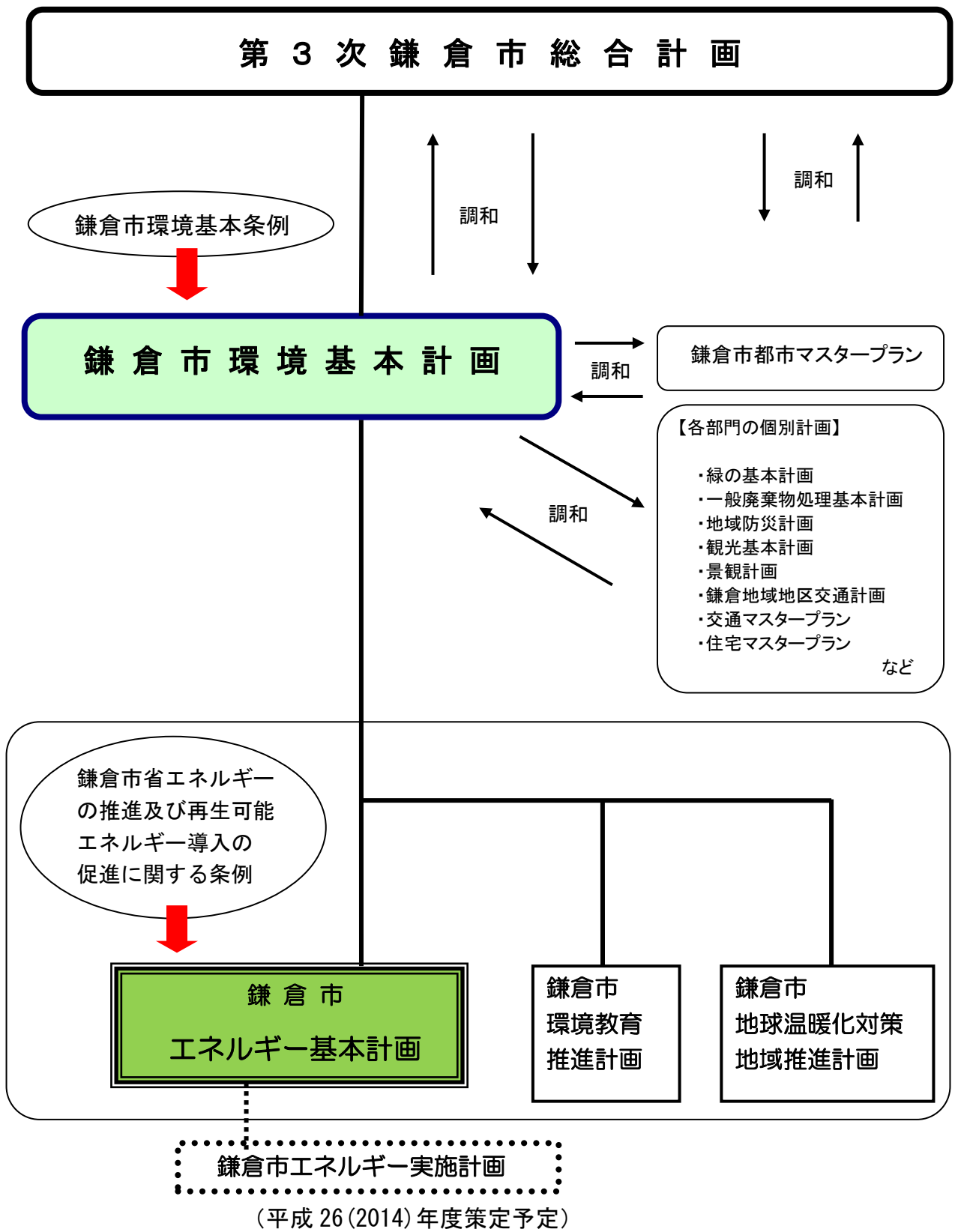


図. エネルギー基本計画の位置づけ

(2) エネルギー実施計画について

鎌倉市エネルギー条例では、エネルギー基本計画策定後、実施計画を策定することが定められています。

ここで、エネルギー基本計画で示した施策、例えば、地域の未利用エネルギーの活用方策の研究、エネルギー環境教育の推進など基本的な施策については、エネルギー基本計画策定後、改めて実施計画の中で位置づけてから実施していくということではなく、エネルギー基本計画に拠って様々な事業を展開していきます。

一方、エネルギー基本計画で示す施策のうち、計画の目的等を実践するもので、エネルギー関連の取組みの全市的な拡大、将来像の達成に大きく貢献する全庁的な取組みであり、市が先導的に実践していかなければならない事業については「リーディングプロジェクト」として位置づけ、具体的な検討及び実施についてはエネルギー実施計画の中で行うこととします。

つまり、エネルギー実施計画の内容は、エネルギー基本計画と重複するものではなく、エネルギー基本計画において整理したリーディングプロジェクトを「たばねたもの」として、エネルギー基本計画との役割を明確に区分します。

※リーディングプロジェクトは、個々のプロジェクトにより計画期間が異なります。

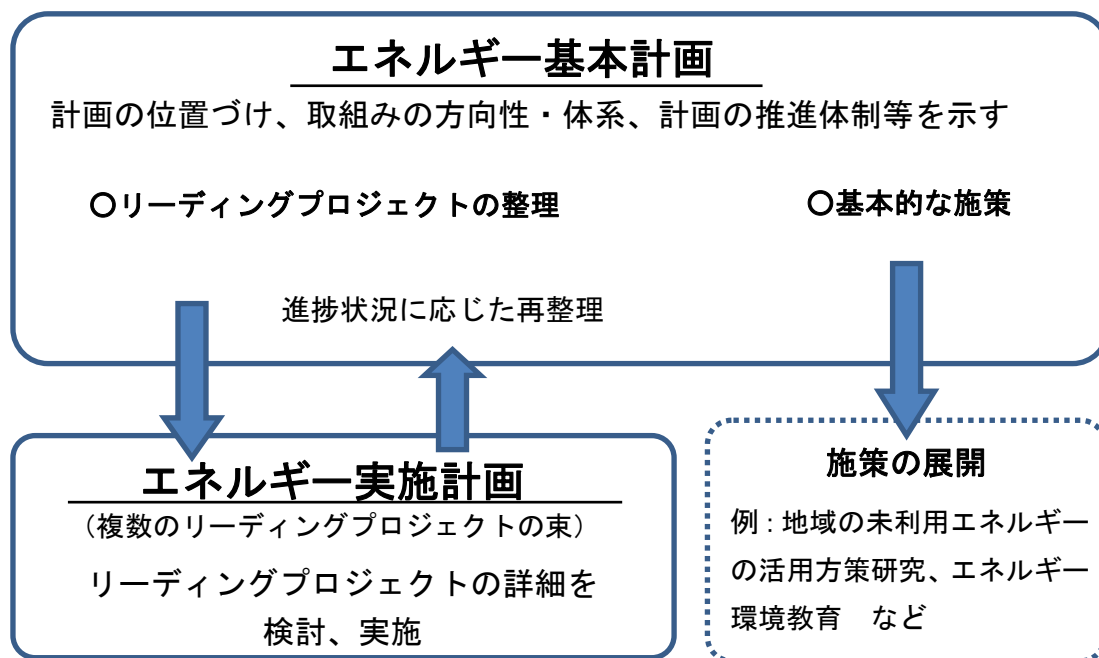


図. エネルギー基本計画と実施計画との関係

1. 3-2 計画期間

本計画では、国、県のエネルギー政策において、平成 42(2030)年を目標とした中長期的な計画の検討が行われていること、また本市においても、将来の市の姿を見据えた長期にわたるまちづくりを展望することが適切であることから、平成 42(2030)年度を目標年とした長期(17 年間)を計画期間とし、平成 32(2020)年度を中期的な目標年度とします。

計画の見直しについては、鎌倉市エネルギー条例において、少なくとも3年ごとに基本計画を検討し、必要に応じて見直すものと定められています。

従って、本計画では、施策の進捗状況を勘案しながら少なくとも3年ごとに見直しを行い、国・県のエネルギー政策の動向やエネルギー関連新技術の開発、社会経済情勢の変化等にも適切に対応していきます。

また本計画では、具体的な施策のうち、リーディングプロジェクトの検討を、エネルギー実施計画の中で実施・推進することから、計画の見直しでは全体の進行管理を行うとともに、新たなリーディングプロジェクトのエネルギー実施計画への追加、業務遂行を完了したリーディングプロジェクトの看板替えなどをしていくことで、少なくとも3年に一度、エネルギー基本計画とエネルギー実施計画の見直しを同時に進めることを想定しています。

図に、鎌倉市エネルギー基本計画と、他の関連計画の計画期間を示しました。

		(年度)																	
		H25	H26	H27	H28	H29	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
		(2013)	(2014)	(2015)	(2016)	(2017)	(2018)	(2019)	(2020)	(2021)	(2022)	(2023)	(2024)	(2025)	(2026)	(2027)	(2028)	(2029)	(2030)
総合計画	基本構想	[Blue bar]																	
	第2期基本計画	[Blue bar]																	
	第3期基本計画				[Blue bar]														
	第4期基本計画(予定)								[Blue bar]										
基本環境計画	第2期環境基本計画	[Blue bar]																	
	第3期環境基本計画				[Blue bar]														
エネルギー基本計画	策定																		
	計画期間	[Blue bar]																	
エネルギー実施計画	策定																		
	見直し				見直し→★			見直し→★			見直し→★			見直し→★			見直し→★		

※エネルギー実施計画は、計画期間の異なるリーディングプロジェクトの束であるため、計画期間は個々のプロジェクトによる

図. 鎌倉市エネルギー基本計画等の計画期間